

令和3年度「奨学のための給付金」について

*詳しくは、同時配布の「令和3年度東京都国公立高等学校等『奨学のための給付金』制度の御案内」（カラーパンフレット）をよくお読みください。

- 「奨学のための給付金」は、授業料以外の教育費負担を軽減するための制度です。
令和3年7月1日時点で、以下のいずれかに該当している世帯が対象になります。
 - ①生活保護受給世帯
 - ②保護者全員が住民税非課税の世帯
 - ③家計急変により収入が（非課税相当まで）激減した世帯
- 返済不要の給付金（定額）が保護者等口座に振り込まれます。
学校徴収金に未納がある場合は、本給付金を未納分に充当いたします。

給付金を受給するには、申請書類の提出が必要です。

- ・ 上記①または②に該当する世帯の方
→夏季休業期間中に、ご自宅宛に申請書類一式を郵送いたします。
- ・ 上記③の理由により申請される方
→7月20日（火）までに経営企画室に申請書類を取りに来てください。
（東京都教育委員会のホームページからも入手することができます。）

【提出期限】

令和3年9月8日（水）17：00厳守

【提出先】

経営企画室（事務室）

※期限までの提出が難しい場合は、下記担当者までご相談ください。

その他、ご不明な点等ございましたら、下記担当者までお問い合わせください。

【担当】

東京都立北豊島工業高等学校

経営企画室 給付金担当

TEL：03-3963-4331

FAX：03-3963-4454